

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月14日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

## 広島県公安委員会規則第2号

### 広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成25年9月1日までの間は、第2条の規定にかかわらず、広島県広島西警察署協議会及び広島県安佐南警察署協議会の委員の定数を11人、広島県安佐北警察署協議会の委員の定数を9人とする。

附 則

この公安委員会規則は、平成25年6月1日から施行する。